

＊ ＊「週休2日」試行工事実施要領の改正概要(R8.8)について＊ ＊

鹿児島県の「週休2日」工事実施要領改定※に伴い、鹿屋市の「週休2日」試行工事実施要領の改正等を行います。当改正は、設計書の単価適用日が令和8年8月1日以降の工事から適用されます。

(※県土木部監理課、県土木部建築課 R8.8 改定)

鹿屋市の R8. 8改正要領		主な改正内容
・「週休 2 日」試行工事(発注者指定型)実施要領 (対象)	建設部、上下水道部の事業	・要領から「試行」を削除。 ・週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。
	農林水産部の農業土木事業	改正なし (現行通り)
	農林水産部の森林土木事業	
	・「週休 2 日」試行工事(受注者希望型)実施要領	・要領を廃止。
・営繕事業における「週休2日」試行工事実施要領		改正なし (現行通り)

＊ ＊週休2日の補正係数(R8.8)＊ ＊

【工事費の積算】

- 建設部、上下水道部が所管する事業
週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)。
- 農林水産部が所管する事業
現行通り、月単位の週休2日の補正係数を乗じて予定価格を作成し、実績に応じて変更。
- 営繕事業
現行通り、週休2日の補正は行わずに予定価格を作成し、実績に応じて変更。(受注者希望方式)
※ただし、令和9年度からは県に準じて、月単位の週休2日の補正係数を乗じて発注する「発注者指定方式」に変更の予定です。

【補正係数(現場閉所型)】

単価適用日		改正前(R7.10.1～R8.7.31)			改正後(R8.8.1～)
週休2日の種別		通 期	月単位	週単位 (完全週休2日)	通期、月単位、週単位
建設部、上下水道部の事業		なし	労 務 費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労 務 費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	廃 止
農林水産部の事業	農林土木事業	廃 止	労 務 費:1.02 — 共通仮設費:1.04 現場管理費:1.05	労 務 費:1.02 — 共通仮設費:1.05 現場管理費:1.06	改正なし (現行通り)
	森林土木事業	労 務 費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労 務 費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05	なし	改正なし (現行通り)
営 繕 事 業		なし	労 務 費:1.02 —	労 務 費:1.02 現場管理費:1.01	改正なし (現行通り)

各事業の補正係数は、鹿児島県が制定した要領に準拠しています。

- ・建設部、上下水道部の事業…【県土木部監理課】「週休2日」工事実施要領(一般土木工事編)
- ・農業土木事業 …【県農政部】 「週休2日」試行工事実施要領
- ・森林土木事業 …【県環境林務部】 「週休2日」試行工事実施要領(森林土木事業編)
- ・営繕事業 …【県土木部建築課】 営繕工事における「週休2日」工事実施要領

鹿屋市「週休２日」工事（発注者指定型）実施フロー（建設部、上下水道部）

時点	項目	受注者	発注者
発注時 ↓	特記仕様書	—	対象工事である旨を記載 【要領第３条第３項関係】
契約後 ↓	実施手続	施行計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【要領第４条第１項関係】	受理
実施中 ↓	準備	工事の標示施設に「週休２日」工事である旨を明示 【要領第４条第２項関係】	確認
完成時 ↓	実施報告	工事完了後に最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【要領第４条第３項関係】	現場閉所又は平均休日率を確認できる資料等により取得実績を確認 【要領第４条第４項関係】
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。 対象期間において、月単位（完全週休２日含む）の週休２日を達成した場合は、加点評価。 【要領第６条関係】

鹿屋市「週休２日」工事（発注者指定型）実施フロー（農林水産部）

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【要領第５条第１項関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を記載 【要領第３条第３項関係】
契約後	実施手続	施行計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【要領第４条第１項関係】	受理
実施中	準備	工事の標示施設に「週休２日」工事である旨を明示 【要領第４条第２項関係】	確認
	現場閉所の確認	月に１回程度を目安として、現場閉所又は平均休日率を確認できる資料等について市に提示し、確認を受ける 【要領第４条第３項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に <u>休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」</u> を提出 【要領第４条第３項関係】	実施の結果、月単位の週休２日に満たない場合は、補正分を減額変更。農業土木事業において、完全週休２日を達成した場合は、完全週休２日の補正係数に変更。 【要領第５条第１項関係】
完成時	実施報告②	工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」</u> を提出 【要領第４条第３項関係】	現場閉所又は平均休日率を確認できる資料等により取得実績を確認 【要領第４条第４項関係】
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、点数を減ずる。対象期間において、月単位（完全週休２日含む）の週休２日を達成した場合は、加点评価。 【要領第６条関係】